

令和2年3月3日

〒850-0875 長崎県長崎市栄町3番14号  
株式会社長崎銀行 御中  
(ご参考：株式会社西日本シティ銀行 御中)

〒850-0876  
長崎市賑町5番24号 向ビル201  
電話：095-895-8520 F A X：095-895-8521  
【毎週火曜日（祝日を除く）13：00～16：00】  
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき  
副理事長 福 崎 博 孝  
(申入担当者 弁護士 今井 一成)  
(電話 095-827-3535)



## 申 入 書

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、当法人において、御行の「プレミアエース規定」（以下「本件規定」といいます。）を調査したところ、その一部に消費者契約法に照らして不当と思われる点があると判断しました。

そこで、当法人は、御行に対し、下記のとおり申し入れます。

つきましては、本申入れに対する御行のお考え・ご対応等を、文書にて、令和2年4月末日までに、当法人にご回答ください。なお、ご不明な点がございましたら、申入れ担当者までお問い合わせください。

最後に、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、消費者への情報提供のため、当法人のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表させていただくことがありますことをあらかじめ申し添えます。

敬具

## 第1 申入れの趣旨

- 1 本件規定のうち、第13条1項⑦号を削除してください。
- 2 消費者が借主となりうる他のローン契約についても、同様にご対応下さい。

## 第2 申入れの理由

### 1 はじめに—消費者契約法の適用について

事業者と消費者との間の消費者契約については、消費者契約法が適用されます。この点、事業者とは、「法人その他の団体」等を指すところ（消費者契約法2条2項<sup>1</sup>）、御行は株式会社であって「事業者」に該当します。また、御行のカードローン顧客には、営業とは無関係に個人として利用されている方が数多くいらっしゃるものと存じます。そのため、御行顧客の多数が「消費者」（同法2条1項<sup>2</sup>）に該当します。

よって、御行と顧客との間のカードローン契約は、その多くが消費者契約法の適用される「消費者契約」（同法2条3項<sup>3</sup>）に該当します。そのため、御行は、消費者である顧客と契約を締結するに際し、消費者契約法を遵守していただく必要がございます。

具体的には、本件約款を策定するに際しては、消費者契約法を念頭においていただく必要があり、その条項が消費者契約法に違反する場合には、無効になります。

### 2 消費者契約法10条違反について

#### (1) はじめに

消費者契約法10条<sup>4</sup>は、「消費者の権利を制限し又はその義務を加重する条項であり、かつ信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するもの」を無効としています。

この点、本件規定は、以下のような内容を定めています。

#### 第13条（即時支払）

1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの通知、催告がなく

<sup>1</sup>この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

<sup>2</sup>この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

<sup>3</sup>この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

<sup>4</sup>消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しな規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するものは、無効とする。

ともこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を弁済するものとします。

(①～⑥省略)

⑦ 相続の開始があったとき。

このように、本件規定は、「借主に相続の開始があったときは、期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済する」旨を定めるものです。そして、これらの条項は、消費者契約法10条に違反するものであると考えます。その理由は以下のとおりです。

- (2) 消費者契約法10条前段(消費者の義務を加重する条項)の該当性  
期限の利益の喪失事由については、民法137条が規定していますが、以下のとおり、「相続の開始があったこと」は、民法上、期限の利益の喪失事由とはされていません。

民法137条

次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

反対に、民法896条は、以下のとおり規定しているため、相続が生じた場合に借主(被相続人)のカードローン債務は、期限の利益がある債務として法律上承継されることとなります。

民法896条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

したがって、本件規定は、民法896条と比較して、消費者の義務を加重する条項に該当します。

- (3) 消費者契約法10条後段(信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項)の該当性

本件規定が適用されると、借主が死亡し相続が開始すると、消費者である相続人は、カードローン残額の一括返済を求められることとなります。この場合、遺産の中に十分な金額の現金や預貯金が含まれている場合は格別、そうでない場合には、相続人としては、不動産等のその他の遺産があったとしても、カードローンの一括返済を嫌って、相続放棄を選択せざる

を得なくなる可能性も否定できません。また、相続人が一括返済できない場合には、一般的に保証会社が残債務額を代位弁済することとなりますが、代位弁済後に付加される遅延損害金は、カードローンの利息よりも高額であるのが通常です。

このように、本件規定が適用されると、民法規定が適用される場合よりも、消費者は不利益を被ることになります。

もちろん、カードローンについては、属人的な貸出審査を行い、借主個人の信用に対し貸付が行われるものです。そのため、借主が死亡した場合に、契約及び残債務をそのまま相続人に引き継がせることについては消極的に考える立場もありうるようです。

しかしながら、相続によって被相続人よりも収入に劣る相続人が返済義務者となる事態も生じえますが、反対に収入に勝る相続人が返済義務者となることもあり得ます。また、被相続人の資産は、遺産としてすべて相続人に承継されるため、基本的に資産に変動はありません。そうであるならば、相続開始を期限の利益喪失事由とすることについては、これを正当化する根拠に乏しいものであり、信義則上も許されないものと考えます。

したがって、本件規定は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であるといえます。

### 3 ご提案

以上のとおり、申入れの趣旨第1項記載の条項は、消費者契約法上適法とはいえないものです。よって、ご削除下さいますようお願い申し上げます。また、消費者が借主となりうる他のローン契約についても同様の規定がございましたら、同様のご対応をお願いいたします。

なお、同様のカードローン条項について、適格消費者団体からの申入れをきっかけとして、株式会社三井住友銀行が該当条項の改定を行った旨が消費者庁より公表されていることを申し添えます（別添資料参照）。

### 第3 最後に

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、宜しくご対応くださいますようお願い申し上げますとともに、ご対応結果（ご対応いただけない場合にはその理由）を、令和2年4月末日までに、当法人（長崎市賑町5番24号 向ビル201）へ文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。なお、ご回答にお時間を要する場合には、その旨をご連絡いただけますと幸甚です。

以上